

■2023 年度 S 日程 卒業見込者特別入学試験・一般入学試験
法律科目試験「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

近年大きな問題となっているヘイトスピーチの規制について、憲法の表現の自由保障との関係を論じさせる問題である。本問条例は、「ヘイトスピーチ」の内容自体が本邦外出身者を傷つけ差別につながる害悪を発生させることを理由に規制する表現内容規制であり、その合憲性は厳格に審査されなければならないと考えられる。

問 1 は、表現内容規制とそれと対比される表現内容中立規制について正確な定義をすることができるかを確認したうえで、それぞれについてどのような違憲審査基準を適用すべきかを論じさせるものである。「厳格な審査」といっても、判例・学説上様々な具体的な基準が論じられており、それらに関する知識と適切な使い分けにまで踏み込んで論じられるかが問われる。

問 2 では、問 1 で述べた違憲審査基準を用いて本問条例の合憲性を論ずることとなる。本問条例の規制対象となっている言動は、有害な行為をおおるもの（1 項・2 項）と侮辱するもの（3 項）に大別することができ、いずれも表現内容に基づく規制といえる。確かに規制対象となっているのは、拡声器の使用や大声での一斉連呼という表現のための手段に見えるが、いずれも公の場所での表現にとっては不可欠な手段であり、単なる手段規制ととらえることはできない（看板、プラカード、ビラ・パンフレットの配布が表現行為であることは異論がないであろう）。また、規制の目的が差別的言動のもたらす害悪の抑制にある以上、表現内容中立規制という評価は困難である。

本問条例の規制対象のうち、差別行為をおおる言動の規制については害悪発生と言動との近接性を問題にする「明白かつ現在の危険」基準、侮辱的言動の規制については、侮辱の重大性によって規制対象を絞り込む定義的衡量の基準などが具体的な審査基準として考えられる。規制目的と規制手段との合理的関連性を問う違憲審査もありうるが、その場合は、まず規制目的が差別的言動の抑止であることを確定したうえで、いかなる理由で規制手段が規制目的と関連性があるといえるのか（あるいは、ないといえるのか）について具体的な説明が必要である。規制手段の検討にあたっては、本問条例が勧告、命令を経て処罰対象とする段階的規制をとっていることも考慮に入れて検討する必要がある。

なお、本問条例は、規制対象となる「差別的言動」をかなり絞り込んでいることから、不明確性を論ずる余地はないと思われる。

以 上